

1 計画の概要

施設の状況を調査し、引き続き適切な維持管理を行うことで施設の更新時期の延伸が可能であることから、耐用年数を80年とした維持管理計画（長寿命化のための計画）を作成

(1) 計画の位置づけ

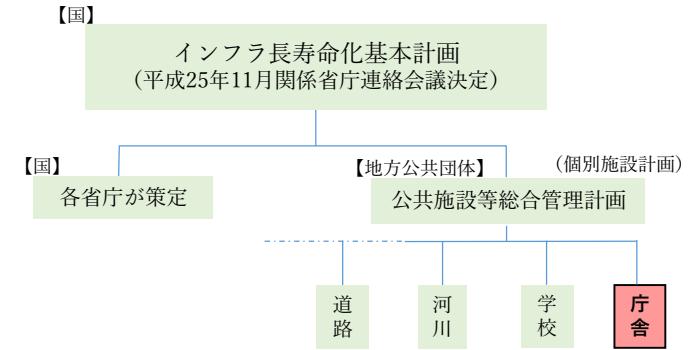
- 国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県がインフラの維持管理・更新等を着実に推進するために、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画

(2) 計画の対象施設

- 知事部局が所管する県有の公共施設（※）のうち、現在未利用となっている施設を除く概ね延床面積200㎡以上の施設
→ 計374棟・延床面積623,034.066㎡
※ 公立大学法人新潟県立大学及び公立大学法人新潟県立看護大学所有の学校施設を含む

(3) 計画期間

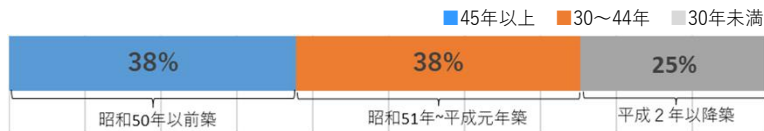
- 2021（令和3）年度から2050（令和32）年度〔30年間〕



2 施設の現状

(1) 築年数

- 築後30年以上を経過している施設棟数が約7割



(2) 施設の状況調査

- 劣化が建物躯体に悪影響を与える「外壁」及び「屋根・屋上防水」は、約8割の施設が良好又は劣化は見られるものの部分的な修繕で対応可能な状態

【外壁】



【屋根・屋上防水】



(3) 施設の修繕・更新費用の見通し(試算)

- 65年の耐用年数まで各施設を適正に維持管理するためには計画期間内の30年間で1,497億円の修繕・更新費用（※）が必要

※ 「BIMMS（保全マネジメントシステム）」〔一般財団法人建築保全センター：提供〕による試算。この試算は長期的な必要額の傾向を把握するためのものであり、別途各施設の修繕・更新費用に係る予算については施設個々の精査が必要となる。

3 長寿命化計画

- 継続的な点検・診断を踏まえて予防保全のための修繕を適切に行い、更新時期を延伸させることを前提に、耐用年数を80年とする「長寿命化」を行う
- 特定年次の修繕・更新費用が多額になるため、実質的な財政的負担を平準化するために国の補助金や起債等の県にとって有利な制度の活用や、修繕を周期に応じた一律の修繕とはせずに修繕実施年次を前後の年次に分散化する（平準化）等の様々な方策を検討していく

【平準化のイメージ】

